

令和3年5月定例会議事録

令和3年  
第5回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年5月7日(金) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(14名)

1番	西川 ひとみ	2番	田中 敏信	4番	石原 晃
5番	大井 幸男	6番	花村 直良	8番	加藤 芳正
9番	時田 昌子	10番	山田 倉造	11番	浅野 喜代子
12番	服部 春彦	13番	佐藤 文恵	14番	宮田 圭
15番	大曾根 佳明	16番	岩田 悟		

4. 欠席委員(2名)

3番	伊藤 克巳	7番	森川 朝子
----	-------	----	-------

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名者の指名について
- 第 2 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 3 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第18号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 第 5 報告第13号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第 6 報告第14号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第 7 報告第15号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

農政課長	安田 裕治	農政企画担当課長(兼)農政係長	柴田 真佐雄		
事務局長	柴田 泰宏	局長補佐	横山 健司	農地係長	片山 真理子

## 7. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員は16名中14名で在任する委員の過半数に達しているため総会が成立していることを報告する。  
続いて、配布資料の確認を行い、資料を基に議案第16号16番に関する農地区分の第1種農地及び第2種農地の判断基準について説明を行った後、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項（議長の権限）の規定に基づき、会長に議事進行をお願いする。
- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第5回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
- 

### 第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、6番委員及び8番委員を指名する。
- 

### 第2 議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

- 議長 『議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』の内、番号15番、17番及び18番を上程し、事務局に説明を求める。
- 農地係長 「番号15番については、転用事業者は申請地を取得し、貸駐車場として利用したいとの申請です。  
申請地は四方を道路と雑種地に囲まれ、宅地等が連たんしている区域であるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。  
申請地の北側、西側及び東側は道路、南側は雑種地となっています。東側にはコンクリート擁壁を設置します。  
続いて、番号17番については、転用事業者は申請地を取得し、自分が経営する会社への貸車両置場として利用したいとの申請です。  
申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域内に位置する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に

代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側及び南側は水路、東側は田、西側は雑種地となっており、東側及び南側にはコンクリートブロックを設け周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号18番については、父親の所有する申請地を借りて、分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であり、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設があるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地の北側及び東側は道路、西側及び南側は畑となっており、周囲にはコンクリートブロックを設け、周囲の営農に支障のないようにします。

以上3件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号15番、17番及び18番について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号15番、17番及び18番については、許可相当として意見を決定いたします。」

続いて、議案第16号の内、番号16番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号16番については、転用事業者は申請地を取得し、自分が経営する会社への貸駐車場として利用したいとの申請です。

申請地の北側は宅地、東側及び南側は道路となっておりますが、西側には農用地を含んだ10ヘクタール以上の農地が広がっています。

申請地が西側の集団農地と一団の農地であると判断される場合には

第1種農地となりますが、お配りした資料にありますように、第1種農地において例外的に許可できる項目に貸駐車場は該当しないため、許可できないこととなりますが、西側の集団農地と一団の農地ではないと判断される場合には、10ヘクタール未満の第2種農地となり、利用目的が貸駐車場の場合、許可は可能となります。

以上1件につきまして、農地区分の判断も含め、ご審議をお願いします。」

- 議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」
- 委員 「現況は畑ですか。」
- 農地係長 「田です。」
- 委員 「北側は石垣、南側はコンクリートで囲われているため、農作業は行いづらいい農地ではあると思う。」
- 委員 「北側は会社の敷地となっているが、仮にこの会社から敷地を拡張する目的での許可申請があった場合には、許可は可能ですか。」
- 農地係長 「既存施設の拡張であれば、面積は2分の1までという制限はありますが、第1種農地でも例外的に許可できます。」
- 委員 「この西側の水路についてですが、この程度の幅の水路では分断要因とはならないと私は考えます。」
- 委員 「今回無理に第2種農地と判断すると、他の事案にも影響することになると思います。」
- 委員 「農地の一部に碎石が入っている部分があるが、違反転用ではないのか。」
- 委員 「隣地で工事を行っており、トラックが出入りするため一時的に行っているものと思われます。」

○委員 「『農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には一団の農地と判断すべき』とのことですが、要するに、容易に横断も迂回もできなければ、一団の農地ではないという理解で良いですか。ここは、実際に容易に迂回できるのですか。」

○事務局長 「容易に横断や迂回が可能なのか、農作業に精通している皆様方のご意見を伺いたいと思います。容易に横断も迂回も困難であると判断されれば、西側の集団農地とは分断され、申請地は第2種農地に分類されることになると考えます。  
また、第1種農地に該当すると判断される場合であっても、第2種農地や第3種農地にも該当すると判断される場合には、より規制の緩い第2種農地や第3種農地に分類されることとなります。」

○委員 「道路拡幅等により土地の状況が変われば、農地区分も変わる可能性があるのですか。」

○事務局長 「情勢の変化により農地区分も変わる可能性はあります。」

○委員 「実際に農業機械が迂回できないと判断されれば第2種農地となりますが、ここで迂回は可能でしょうか。」

○委員 「迂回は可能です。」

○委員 「私の地域の農地は用水が多いので、この程度の規模の水路を分断要因とすれば、10ヘクタール以上の集団農地は存在しないことになります。だから、この申請地は第1種農地と私は考えます。」

○委員 「第1種農地であるなら、貸駐車場の転用目的では許可は難しいでしょう。」

○委員 「水路については、迂回は可能であるため、分断要因にはならないと思います。しかし、実際には農作業も行いづらい農地ですので、集団的利用は困難かもしれないですね。許可されなければ、遊休農地化する可能性もあるとは思いますが、今後、例外規定に該当する転用目的で、再度許可申請があれば、許可は可能ということですよ。」

- 農地係長 「農業委員会は積極的に農地転用を勧める立場ではありませんので、こちらから提案することはできませんが、第1種農地であっても例外規定に該当する転用目的での申請があれば、許可できる可能性はあります。」
- 議長 「他に、ご意見等はございませんか。」
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第16号の内、番号16番について不許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委員 (挙手、多数)
- 議長 「賛成が多数ですので、議案第16号の内、番号16番については、不許可相当として意見を決定いたします。」
- 

第3 議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

- 議長 『議案第17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』のうち、番号266番から268番、449番及び450番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

- 議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

- 農地係長 「番号266番から268番については、〇〇〇〇が、合計面積2,584㎡について、利用権設定をするものです。  
449番及び450番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について〇〇〇〇が、合計面積3,730㎡について、転貸借をするものです。」

以上5件について、ご審議をお願いします。」

「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○議長 (質問、意見なし)

○委員 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、番号266番から268番、449番及び450番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○議長

(挙手、多数)

○委員 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、番号266番から268番、449番及び450番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

○議長

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第17号の内、番号269番から410番、414番から419番、430番から445番、447番、448番及び451番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号269番から361番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として合計面積181,171㎡について利用権設定をするものです。

番号362番から410番、414番から419番、430番から445番、447番、448番から451番については岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、地域の担い手等へ転貸借するものです。内訳としましては、〇〇〇〇が合計面積23,476㎡、〇〇〇〇が合計面積5,267㎡、〇〇〇〇が合計面積7,342㎡、〇〇〇〇が合計面積58,876㎡、〇〇〇〇が合計面積8,931㎡、〇〇〇〇が合計面積3,963㎡、〇〇〇〇が合計面積988㎡、〇〇〇〇が合計面積3,546㎡、〇〇〇〇が21,308㎡、〇〇〇〇が合計面積3,843㎡、〇〇〇〇が合計面積5,346㎡、〇〇〇〇が合計面積5,357㎡、〇〇〇〇が面積474㎡、〇〇



〇〇が合計面積1,804㎡、〇〇〇〇が合計面積3,789㎡借り受けます。

以上169件についてご審議をお願いします。

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、番号269番から410番、414番から419番、430番から445番、447番、448番及び451番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、番号269番から410番、414番から419番、430番から445番、447番、448番及び451番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。」

続いて、議案第17号の内、411番及び412番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号411番及び412番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、〇〇〇〇へ合計面積2,518㎡転貸借するものです。  
以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、番号411番及び412番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、番号411番及び412番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第17号の内、413番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号413番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、〇〇〇〇へ1,157㎡転貸借するものです。  
以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、413番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、413番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第17号の内、番号420番から429番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号420番から429番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、〇〇〇〇へ合計面積18,524㎡転貸借するものです。  
以上10件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、番号420番から429番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、番号420番から429番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

○委員 (〇〇番委員入室)

○議長 続いて、議案第17号の内、番号446番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

○議長 「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号446番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、〇〇〇〇へ932㎡転貸借するものです。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第17号の内、番号446番について、異議がないものとして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第17号の内、番号446番については、異議がないものとして原案どおり決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

第 4 議案第 18 号 農用地利用配分計画案に対する意見について

- 議 長 『議案第 18 号 農用地利用配分計画案に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。
- 農地係長 「こちらは岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けている農地を別の耕作者へ付け替えするものです。  
番号 1 番については〇〇〇〇へ 4 9 9 m<sup>2</sup>転貸されます。  
番号 2 番については〇〇〇〇へ 9 5 5 m<sup>2</sup>転貸されます。  
以上 2 件について、ご審議をお願いします。」
- 議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」
- 委 員 (質問、意見なし)
- 議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第 18 号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」
- 委 員 (挙手、多数)
- 議 長 「賛成が多数ですので、議案第 18 号については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

---

第 5 報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について

第 6 報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について

第 7 報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出報告について

- 議 長 『報告第 13 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出報告について』、『報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の

規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を  
求める。

○局長補佐          新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説  
明は省略させていただきたい旨述べる。

○議          長          本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。